

令和7年11月21日

鹿児島県知事  
塩田 康一 殿

令和8年度における  
鹿児島県離島振興の推進について  
(申し入れ)

鹿児島県議会離島振興議員連盟  
会長 永井 章義



## 離島の振興に関する申し入れについて

本県離島の振興につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

御承知のとおり、本県は南北約600キロメートルにわたって28の有人離島が点在し、約15万人の人々が生活しております。

これまで本県離島におきましては、離島振興法や有人国境離島法、奄美群島振興開発特別措置法などに基づく国庫補助事業や、県の「特定離島ふるさとおこし推進事業」など、各種施策が強力に実施されてきた結果、交通基盤の整備や産業の振興、生活環境の整備などが着実に進み、それぞれの地域の特性を生かした振興が図られつつあります。

しかしながら、厳しい自然的・社会的条件下にあって、自立的発展の基礎条件が必ずしも確立されたとは言い難く、交通・産業・生活基盤の整備など、今後重点的な対応が必要な課題を数多く抱えております。

現在、世界的な原材料価格の上昇や、不安定な海外情勢、円安の影響などから、国内においては物価上昇が続いています。

こうした中、離島をめぐる現状は、生活に必要な物資等の輸送に要する費用も他の地域に比べ高額であることのほか、急速な人口減少や少子高齢化の進行による地域社会の活力の低下など、一層厳しい状況が続いております。

離島は、我が国の領域・排他的経済水域等の保全や海洋資源の開発・利用など、我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っております。

本県の離島において、住民の発意、創意・工夫に基づき、それぞれの離島の特性を生かした自立的発展に向けた取組を進めていくために、厳しい行財政状況の下ではありますが、次の事項について特段の御配慮を賜りますよう申し入れを行いますので、実現方についてよろしくお取り計らいください。

令和7年11月

鹿児島県議会離島振興議員連盟  
会長 永井 章義





# 1 原油価格・物価高騰に対する支援

## (1) 離島地域における燃油価格高騰対策の推進

離島地域における燃油価格は、本土と比較して割高となっており、経営基盤の脆弱な離島航路事業者をはじめ、住民生活や経済基盤など離島社会に大きな影響を与えていている。

最近においては、不安定な海外情勢や円安の影響等もあり、ガソリンや軽油、重油の価格は、高値水準が続いており、離島の産業振興さらには本土と比べ所得水準の低い住民の生活に大きな影響を及ぼしている。

この価格格差を縮小・抑制するために創設された「離島のガソリン流通コスト対策事業」については、これを継続・拡充するとともに、他の石油製品も含め、価格是正のための施策を一層推進されるよう、国に対して強い要望をお願いしたい。

このほか、将来にわたってガソリン及び軽油等の本土との物価格差を解消するため、離島地域における揮発油税及び地方揮発油税の恒久的な軽減措置を創設されるほか、すべての生活物資等に関する流通コストを削減する支援制度を創設されるよう、国に対して強い要望をお願いしたい。

## (2) 農業における生産資材高騰対策に対する支援

ウクライナ情勢や円安等により、燃料・肥料・飼料などの生産資材価格が高止まりしており、なかでも、畜産を中心とする離島の農業経営は、厳しい状況に直面している。

このままでは、農家経営が存続の危機に陥るとともに、我が国の食料・生産資材の安定供給に支障をきたす恐れがあり、将来を見据えた食料安全保障の観点から生産資材価格の高騰に対する支援が急務となっている。

については、持続可能な農業の維持・発展のため、生産資材価格の高騰対策が図られるよう、次の事項について、国に対して強い要望をお願いしたい。

- ① 燃料価格の高騰による施設園芸農家等の経営への影響を緩和するため、「施設園芸等燃料価格高騰対策」について、引き続き農家の経営安定が図られるよう必要な予算を確保するとともに、より実効性を高めるため、急騰特例を含む発動基準の引き下げや加入要件の緩和を図ること。

- ② 海外からの化学肥料原料の安定的な輸入が困難となる可能性がある中、化学肥料の価格変動による影響を緩和するため、セーフティネットの具体化に向けた検討を進めること。
- ③ 飼料価格の高騰により畜産農家の経営が圧迫されないように、「配合飼料価格安定制度」の安定的運用を図るための予算を十分に確保するとともに、飼料価格の高止まりに対して、農家経営の影響緩和に向けた必要な対策を措置すること。
- ④ 飼料穀物の備蓄対策について、不測の事態においても安定的な製造供給体制を堅持するため、引き続き現行の備蓄規模及び予算を確保すること。

## 2 奄美群島振興開発特別措置法に基づく施策の推進等

奄美群島振興開発特別措置法については、令和6年3月29日に奄美群島振興開発特別措置法の一部を改正する法律が成立し、法の有効期限が令和10年度までの5年間延長されるとともに、輸送コスト支援事業や運賃軽減事業の対象地に沖縄を追加することなどが新たに盛り込まれたところであるが、地理的条件、台風常襲地帯であるなどの厳しい自然条件下にあり、本土との間に所得水準や物価など経済面の格差が依然として存在している。

これらの諸格差を改善し、奄美群島の自立的発展を図るために法的枠組みの下、同群島の基礎的条件の改善や地理的及び自然的特性に応じた振興開発を図る必要がある。

については、次の事項について、国に対して強い要望をお願いしたい。

### (1) 奄美群島振興開発事業予算の確保・充実について

令和8年度奄美群島振興開発事業予算については、令和6年7月に策定された「奄美群島振興開発計画」に基づく各種事業を着実に実施できるよう、予算額を十分に確保するとともに、「補助率の嵩上げ」や「メニューの拡充」など更なる制度拡充を図ること。

## (2) 奄美群島振興交付金について

奄美群島振興交付金については、地域の裁量に基づく施策の展開を後押ししていることから、地元の実情等に沿った更なる制度の拡充や事業の実施に配慮するとともに、十分な財政措置を講じること。

## (3) 独立行政法人奄美群島振興開発基金について

一次産業従事者や信用力が弱い中小零細企業者を対象に、地域に密着したきめ細かな対応のできる政策金融機関として、群島の自立的発展を図る上で必要不可欠な存在であるが、近年、毎年度損失を計上しており繰越欠損金の解消が課題となっている。

同基金においては、改正奄振法に基づき、コンサルティング業務の追加や、協調融資の融資限度額の引上げなど財務内容の改善に向けた機能強化が図られたところであるが、これらの機能強化が同基金の安定的な運営に繋がるよう、十分な支援を行うこと。

## 3 離島振興法に基づく施策の推進等

離島地域においては、離島振興法に基づき各般の施策が展開されているところであるが、厳しい地理的・自然的条件下にあって、急速な少子高齢化の進展や本土と比べ、高い離島物価の問題など、依然として多くの問題が解決されておらず、離島の自立的発展に向け、それぞれの島ごとの特性に応じた振興開発が図られるよう、引き継ぎ法に基づく特別措置が必要である。

については、次の事項について、国に対して強い要望をお願いしたい。

## (1) 離島振興法に係る所要の事業の推進について

離島振興開発に係る道路、港湾等の事業が確実に実施できるよう、必要な予算額の確保を図るとともに、高速安定航行が可能な船舶などに対する設備投資や遠隔医療の実施等による医療の充実など、令和4年の法改正において新たに規定された事項を含め、離島振興法において規定されている配慮事項については、そのための施策を確実に実施すること。

## (2) 離島活性化交付金等の充実・確保について

離島活性化交付金については、離島の実情に応じた内容となるよう、対象事業の拡充や事業の実施期間の延長、地元負担の軽減を図るなど、更なる交付金制度の充実に取り組むとともに、必要な予算額の確保を図ること。

また、離島広域活性化事業についても、必要な予算額確保を図ること。

## (3) 離島地域における消費税の負担軽減の検討について

地理的条件等により、総体的に物価が高い離島地域（奄美を含む）においては、本土との地域格差を是正する観点から、消費税負担の軽減を検討すること。

# 4 有人国境離島法に基づく施策の推進等

「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」では、特定有人国境離島地域においては、地域社会の維持に係る施策に対し、国が必要な財源上の措置を講ずることとされている。

同法に基づき、平成29年4月に「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」が創設され、本県においても、航路・航空路運賃の低廉化や物資の費用負担の軽減など、地域社会の維持に係る施策が実施されているところである。

また、県においては、国の基本方針に基づき「鹿児島県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画」を策定し、同計画に基づく各般の施策を実施しているところである。

については、地域社会の維持を図るための施策を確実に実施できるよう、各市町村と連携を密にしながら、次の事項について、国に対して強い要望をお願いしたい。

## (1) 基盤整備に係る予算の確保について

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法に基づき、有人国境離島地域が有する領海等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、活動拠点の基盤となる港湾、漁港、道路及び空港の整備に必要な予算額の確保を図ること。

## (2) 航路・航空路における運賃の低廉化や物資の費用負担の軽減等について

特定有人国境離島地域においては、離島航路・航空路に係る運賃の低廉化や物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充など、地域社会の維持に係る施策を確実に実施できるよう、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金に係る対象事業の拡充や地元負担の軽減を図るとともに、必要な予算額の確保を図ること。あわせて、事業執行に支障が生じないよう、運用面において万全の対策を講じること。

## (3) 三島地域・吐噶喇列島地域への特段の配慮について

特定有人国境離島地域の中でも、特に、自然条件等が厳しい三島地域や吐噶喇列島地域については、同交付金の交付率引き上げや要件緩和、事業内容拡充など、地域の実情を踏まえた特段の配慮を行うこと。

## (4) 輸送コスト支援事業の拡充について

年度末の一定期間において補助対象にできない現在の事務手続きの改善など、地域の実情を踏まえ、特段の配慮を行うこと。

## (5) 有人国境離島法の延長等について

有人国境離島法は、令和8年度末で法期限を迎えるが、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域社会の維持は、我が国の領海等の保全を図る上で極めて重要であることから、引き続き法に基づく特別措置を実施するため、同法の延長・支援の拡充を実現すること。

また、法延長等に当たっては、有人国境離島地域の現状や直面している課題を十分踏まえるとともに、地方の意見等を反映した内容とすること。

## 5 特定離島に対する県単独事業の推進

離島の中でも特に自然的・社会的に厳しい条件下にある三島村、十島村、甑島、加計呂麻島等の特定離島を対象に、市町村等が行う事業については、特定離島ふるさとおこし推進事業によりその推進が図られ、一定の成果をあげているところである。

今年度も県費で9億円の予算が確保されているが、引き続き予算を確保され、さらに、より地域の実情に応じた採択基準に変更する等、地域の特性を生かした産業の振興、生活基盤の整備等住民の日常生活に密着したきめ細かな事業を推進されるようお願いしたい。

## 6 離島における鹿児島県地域振興推進事業の推進

地域振興局・支庁が各地域における県政の総合拠点として地域振興を図るため、地域振興推進事業により1地域振興局・支庁あたり1億円の予算が確保され、一定の成果をあげているところである。

来年度も、引き続き予算を確保され、各地域固有の課題解決や地域活性化策に、迅速かつ柔軟に取り組めるような事業を推進されるようお願いしたい。

## 7 離島航空路線及び空港施設機能の維持・充実

離島航空路線は、地域住民の日常生活や観光などの産業活動にとって必要不可欠な交通手段であるが、一般的に運航距離が短く需要が少ないこと、また、円安進行に伴う整備費の増加に加え、人件費の上昇や燃油価格高騰等の増加に伴う運航コストの上昇により、採算面で課題を抱えている。

国においては、これまで航空機購入費、運航費等の補助制度及び航空機燃料税、着陸料の軽減措置の拡充、地域公共交通確保維持改善事業の推進、奄美群島振興交付金制度の拡充等の総合的な支援方策を講じられ、離島住民の負担軽減が図られたところである。

今後も引き続き、離島航空路線は、安定的な住民生活や産業活動を確保するため重要なインフラであることから、離島航空路線の安定的運航の確保や利用しやすい運賃の設定、利便性の向上についても、一層の支援が求められている。

については、離島航空路線の実情を踏まえ、次の事項を実現されるよう今後も機会あるごとに、国等に対して強い要望をお願いしたい。

- (1) 航空運賃体系を含む現在の離島航空政策の基本的な考え方について、検証・検討を加えること。
- (2) 「地域公共交通確保維持改善事業」については、十分かつ安定的な財源を確保するとともに、予算配分に当たっては、地域における交通ネットワークの現況や、離島の地域特性に配慮すること。
- (3) 地域公共交通機関の確保・維持に必要な地方公共団体の財政負担に対する財政支援措置を一層拡充すること。
- (4) 機体購入費等の補助や、着陸料や公租公課費の軽減等を内容とする「離島航空路支援」のための法整備に速やかに着手すること。
- (5) 離島航空路線をはじめ、航空機燃料税の軽減に係る特例措置を延長すること。
- (6) 種子島・徳之島～東京・大阪間の直行航空路線の開設など、離島空港と東京・大阪・福岡等との国内航空路線や離島間の航空路線の拡充を支援すること。
- (7) 航空機の安全運航を確保するため、滑走路端安全区域の整備や場周柵の更新及び照明施設の改良など離島空港施設の機能保持・向上に必要な事業費を確保すること。
- (8) 多くの離島路線を有する鹿児島空港においては、離島便が使用可能なボーディングブリッジの増設など、離島路線の利用客の利便性向上のための施設整備を促進すること。
- (9) 屋久島空港について、関東方面からのジェット機による直行便の就航に必要な滑走路長2,000mへの整備を計画的に推進するため、必要な事業費を確保すること。
- (10) 種子島空港について、海外の商業衛星打ち上げ受注を推進するため、大型輸送機の離着陸に必要な滑走路長3,000mへの整備を新規事業化すること。

## 8 離島航路及び港湾施設機能の維持・充実

離島航路は、安定的な運航の維持・確保が離島住民の日常生活や産業活動にとって極めて重要であるが、近年の島民人口の減少や、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した利用客が回復していない状況に加え、昨今の燃油価格高騰の影響もあり、航路事業者の経営は依然として厳しい環境に置かれている。

国、県においては、その維持を図るため、運航費等に対する補助や地域公共交通確保維持改善事業等により補助金額、運賃軽減について総合的な支援方策が講じられている。

については、引き続き離島航路が安定的に維持・存続されるよう努められるとともに、次の事項について、その充実が図られるよう今後とも機会あるごとに、国に対して強い要望をお願いしたい。

- (1) 「地域公共交通確保維持改善事業」については、十分な予算を確保するとともに、補助金の算定に当たっては、燃油高騰や各航路の実情等に十分配慮し、航路事業者はもとより、県や市町村の負担が軽減されるよう、必要な措置を講ずること。
- (2) 離島航路の船舶が定期検査等を受ける際、やむを得ず代船として貨物船などを傭船した場合も、本事業の補助対象に含めること。
- (3) 離島航路は、離島住民の日常生活や産業活動の維持に必要不可欠であるが、ジェットフォイルやその他の船舶の更新にあたり、高額な船価が課題となっていることから、ジェットフォイル更新については引き続き予算措置を講ずるとともに、他の船舶についても円滑な更新がなされるよう、船舶建造に係る支援措置を講ずること。
- (4) 離島航路の維持方策に必要な地方公共団体の財政負担に対する財政支援措置を一層拡充すること。
- (5) 非常時の離島への人員輸送や物資輸送手段の確保について、住民生活に支障をきたさないよう、財政力の弱い小規模自治体も含めて、広く関係者の協力を得られる包括的支援体制を構築すること。

- (6) 国内外の交流・物流を支える港湾の整備、生活航路の拠点として離島・奄美地域を支える港湾の整備及び災害に強い港湾の整備などに要する事業費の総額を確保した上で、本県にとって必要な港湾を計画的に整備推進するため、所要の事業費を配分すること。
- (7) 多大な事業費を要する港湾整備は、小規模自治体である三島村や十島村にとって財政負担が大きく、両村の港湾整備が進まない要因の一つとなっていることから、両村が実施する港湾整備に対し財政措置の充実を図ること。

## 9 離島における運転免許取得環境の整備

奄美群島においては、地域内の物流や産業活動、住民の生活利便性の確保のため、運転免許の取得は不可欠であり、現在実施されている離島における免許取得のための月1回の出張試験は重要な手段となっている。

しかしながら、天候不良や航空機の機材調整等による欠航等のため出張試験が中止となる事案が生じ、受験者の経済的・時間的負担が大きい状況にある。

については、出張試験の実施に際し、台風等の天候不良による航空機の欠航に対応するため、予備日を事前に設定し、初日の試験の実施が困難な場合には、試験日を延長し、代替日で対応するなど、運転免許取得機会の確保に向け、円滑な試験実施体制の整備をお願いしたい。

## 10 道路整備の推進

離島における交通体系及び産業基盤を整備するため、各々の離島の実情に即し、また、災害に強い道路・農道・林道・漁港関連道などの整備の推進をお願いしたい。

特に、関係市町村から要望が出されている「県道長浜手打港線」、「甑島縦貫道」、「獅子島内の県道認定及び整備」、「種子島における宇宙開発に伴う道路整備」、「県道国頭知名線」などの整備推進等をお願いしたい。

また、併せて、必要な予算額の確保を図るよう、国に対して強い要望をお願いしたい。

## 11 無電柱化の推進

例年、台風襲来の度に電柱倒壊や電線被害による停電のほか、車両の通行等にも支障を来すなど、県民生活に大きな影響がある。無電柱化について、本県ではこれまで、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観、災害の防止等を図るため、主に電柱や電線が輻輳する都市部の幹線道路を中心に事業が進められている。

多額の費用を要することや関係者間の連絡調整に時間を要する等により、特に離島・奄美地域では無電柱化が進んでいない状況である。

県においては、令和3年5月に国土交通省において策定された無電柱化推進計画を基本として、令和4年3月に鹿児島県無電柱化推進計画の見直しを行われ、事業推進がなされているところであるが、台風常襲地帯であるなどの離島の地域特性を十分認識し、無電柱化を推進するため、次の事項について、国に対して強い要望をお願いしたい。

- (1) 道路関係予算総額の拡大を図り、無電柱化に必要な予算を確保すること。
- (2) 無電柱化のコスト縮減に資する技術開発及び国民の理解を深めるための広報・啓発活動を行うこと。
- (3) 国は、無電柱化を推進するため、推進計画の策定を市町村に働きかけるとともに、計画段階からの合意形成に関する参考図書などマニュアル等を作成し、必要な技術的支援を積極的に行うこと。
- (4) 畦島・奄美地域においても、防災面からも無電柱化の推進が図られるよう特段の配慮を行うこと。

## 12 畦島における情報基盤の整備・利活用に対する支援策の充実

台風や豪雨等の災害の多い離島にとって、情報基盤の整備や利活用の促進は、重要な課題である。

情報基盤の整備・利活用の支援策の充実は、地方創生の取組を更に進め、県民生活や産業等のあらゆる分野において、地域住民

が等しくそれを享受するとともに、災害に強く安心して快適に生活できる社会の実現に繋がると考える。

また、都市部からの移住者を呼び込むためには、第5、第6世代移動通信システム（5G、6G）や光ファイバ等超高速ブロードバンド等の情報通信基盤の整備が重要となっている。

しかしながら、その整備には多額の費用を要することから、一部の市町村においては、公設公営方式により整備を進めているが、施設の維持管理に係る負担は市町村財政に重くのしかかっている。

地域住民に安定的な情報通信サービスを提供するためには、施設の維持管理や更新等に対する支援拡充が望まれる。

については、次の事項について、国に対して強い要望をお願いしたい。

- (1) 離島等の条件不利地域において情報格差が生じないよう、通信事業者の離島部への5G・6G基地局の早期整備や、地方公共団体が整備した光ファイバや携帯電話基地局などの情報通信基盤の安定的な運用を確保するため、更新等に対する支援策を拡充すること。
- (2) 携帯電話の不感地域・通信不能地域の早期解消に向け、各通信事業者への積極的な働きかけを行うこと。

## 13 さとうきびの生産振興対策の充実・強化

さとうきびは、本県南西諸島の約6割の農家が生産している基幹作物であるとともに、製糖業は地域経済を支える重要な役割を担っている。

しかし、台風等の自然災害や病害虫被害等により、生産性が不安定な状況にあることや、高齢化や後継者不足等により、栽培面積が減少傾向にあるところである。

については、より一層の生産性向上や経営安定が図られるよう、次の事項について、国に対して強い要望をお願いしたい。

- (1) さとうきびの生産性及び品質向上を図るため、営農機械等の生産基盤の整備に必要な財源を確保するとともに、各島の気象・土壌条件に適した株出適性にも優れた高糖・多収の優良品種の育成に取り組むこと。併せてさとうきび圃場での難防除雑草（ギニアグラス）の被害拡大防止対策にも取り組むこと。

- (2) 台風等気象災害や病害虫発生時のセーフティネットとして、さとうきびの生産回復・増産に向けた取組等を引き続き支援するため、「さとうきび増産基金」に必要な予算を確保すること。
- (3) 糖価調整制度に基づく生産者交付金について、今後とも生産者が意欲を持って取り組めるよう、再生産可能な水準を確保すること。

## 14 特殊病害虫侵入・拡大防止対策の強化

植物防疫対策においては、特殊病害虫等の侵入や生息地域の拡大を防ぐため、県では病害虫防除所を中心として、継続的な侵入警戒調査や県民への注意喚起等に取り組んでいるが、地球温暖化や物流の活発化に伴い、アリモドキゾウムシやイモゾウムシ、ミカンコミバエ、セグロウリミバエなどの特殊病害虫の侵入が相次いでおり、特殊病害虫等の生息・発生地域の拡大及び生息・発生地域での多発生が危惧される。

これらの病害虫は、さつまいもや柑橘類など本県の主要農産物に甚大な被害をもたらす恐れがあることから、関係機関との連携によるより一層の植物防疫体制の強化と迅速かつ的確な対応が図られるよう、次の事項について、国に対して強い要望をお願いしたい。

### (1) 特殊病害虫等の分布拡大を阻止する侵入防止対策の充実

植物検疫に関する広報と理解促進を一層強化するとともに、トカラ列島以南に生息しているアリモドキゾウムシや、十島村宝島以南に生息しているイモゾウムシ等が全国有数のさつまいも産地である種子島や南九州地域に侵入しないよう、有効な侵入防止対策や必要な侵入警戒調査が確実に実施できるよう、必要な予算を確保すること。

また、ミカンコミバエが奄美群島等に再侵入しないよう、引き続き侵入警戒体制の強化を図るとともに、万が一、侵入した場合には迅速かつ適切な防除が実施できるよう必要な予算を確保すること。特に、誘殺板については、備蓄枚数の増加を図るとともに、離島での初動対応に迅速に対処するため備蓄体制の強化を図ること。

さらに、セグロウリミバエについては、国主導による侵入調査事業を実施するとともに、国が主体となってまん延・定着しないよう防除対策の確立や、不妊虫放飼を含めた広域での防除体制の整備を図り、必要な予算を確保すること。

## (2) 生息・発生地域における特殊病害虫の防除・根絶対策の充実

アリモドキゾウムシ等の根絶に向けた防除対策を、喜界島で発生が少なくなった地域を中心に実施するとともに、奄美群島でさつまいもの栽培実証を行うために必要な予算を確保すること。

また、沖永良部以南に発生しているカンキツグリーニング病について、根絶に向けた防除対策や、未発生地域への侵入防止対策が着実に実施できるよう、必要な予算を確保すること。

# 15 世界自然遺産の保全と利活用の推進

世界自然遺産は、現代・将来の人類にとって顕著で普遍的な価値を有し、国全体で継承していく責務がある。これまで、本県では、これらの地域において、外来種対策や希少種保全など、各種保全活動に取り組んできた。一方で、本県内の世界自然遺産地域（屋久島・奄美大島・徳之島）はいずれも離島であり、物価上昇や物資等の輸送費の増加、人口流出等の影響により、これらの課題解決に必要な予算及び人材の確保が困難である。

また、2つの世界自然遺産を持つ、全国唯一の県となっていることから、今後の本県の観光戦略を構築するうえで、世界に誇る貴重な観光資源として、一層の活用が期待されているところである。

そこで、将来に渡ってそれぞれの地域特有の価値の保全管理と利活用に向けた取組を進めて行くため、次の事項について、必要な支援を講じるよう、国に対して要望をお願いしたい。

## (1) 世界自然遺産地域の保全や振興に関する予算及び体制の確保

世界自然遺産地域の保全や振興に関する予算の拡充や、環境省等の現地体制の更なる充実、希少種による農作物被害の実態調査等の世界自然遺産と地域が共存する仕組み作りに積極的に関与し、必要な支援を実施すること。

## (2) 持続可能で高付加価値な観光地づくりに対する支援

ハード・ソフト両面から世界自然遺産地域の受入環境整備及び魅力向上・発信に係る事業を強化するとともに、日本政府観光局等による一体的な海外への情報発信を強化すること。また、世界自然遺産地域における人数規制等の利用ルールの設定や登録地域間における定期航空路の新規就航や定期航路の拡充に向けた取組を含め、持続可能で高付加価値な観光地づくりを進める取組に対して、必要な支援を行うこと。

## 16 宇宙開発の促進

世界の商業宇宙市場の規模は、宇宙産業基盤を有していない新興国の人ロ衛星打ち上げ機数の増加などにより、今後、拡大する見通しである。

宇宙基本計画や宇宙産業ビジョン2030等に基づく長期的かつ戦略的な宇宙開発利用の推進を図るため、種子島ロケット打上げ施設や、衛星の直接空輸を可能とするための種子島空港滑走路の延伸をはじめとする周辺インフラの整備充実を図るとともに、利用を促進されるよう、国に対して強い要望をお願いしたい。

## 17 離島における廃棄物・リサイクル対策等の推進

離島地域は本土と比較し、家電リサイクルに係る収集運搬料金が高く、廃家電の不法投棄にも繋がることから、経済的負担軽減のため、現在、一般財団法人家電製品協会により、海上輸送経費への助成による負担軽減措置（離島対策事業協力制度）が講じられているところであるが、当該制度によってもなお、本土とは大きな格差が生じているところである。

については、今後とも家電リサイクルに係る離島住民の経済的負担がより軽減されるよう、「離島対策事業協力制度」の継続のほか、料金軽減のための離島への指定引取場所の設置、料金逃れによる不法投棄防止のためのリサイクル料金の前払制度の導入について、国に対して要望をお願いしたい。

また、小型家電リサイクルについては、支援措置が講じられていないことから、離島地域の取組が進まない状況にある。

については、離島地域における小型家電リサイクルの海上輸送費の市町村負担の軽減についても特段の措置を講じるよう、国に対して強い要望をお願いしたい。

あわせて、海岸漂着物処理推進法に基づく海岸漂着物等地域対策推進事業について、同法の規定等を踏まえ、所要額を確保するよう、国に対して強い要望をお願いしたい。

## 18 離島・へき地医療対策及び医師確保対策の充実・推進

離島・へき地住民の医療の確保については、離島へき地医療確保対策事業等によりその推進を図っているが、全般的な医療供給基盤の整備が立ち遅れしており、医療機関の利用が困難な地域が存在する。

このような中、離島においては、医師不足対策が喫緊の課題であり、特に、産婦人科、小児科、耳鼻いんこう科、奄美南部三島（徳之島・沖永良部島・与論島）における精神科等の専門医の診療強化並びに予防医療強化が必要である。

については、離島・へき地住民の医療を確保するため、へき地医療支援機構及びへき地医療拠点病院を中心とする体系的な医療供給体制の整備充実を図るとともに、巡回診療の実施・回数増や、医師、看護師、歯科医師、産婦人科医及び助産師の養成確保に努めるなど、諸施策の積極的な推進をお願いしたい。

あわせて、島外の医療機関での診療が必要な場合における運賃や宿泊費等の財政的な支援をお願いしたい。

また、医師の確保については、種々の対策に取り組まれているが、深刻化する医師不足への対策として、緊急医師確保対策事業を積極的に推進されるとともに、地域の医療提供体制の維持・充実を図るために、県医師会、大学、県等で構成する「地域医療対策協議会」を十分に活用し、市町村などとも一体となった総合的な医師確保対策の推進をお願いしたい。

加えて、奄美南部三島のヘリによる救急搬送や三島・十島におけるドクターヘリ及び消防・防災ヘリの夜間運航については、地域の実情に即した効果的な搬送となるよう、関係機関と連携を図りながら検討するとともに、平成30年3月に奄美大島の血液製剤備蓄所が撤退し、輸血用血液製剤の安定供給が課題となっていることについてもあらゆる機会を活用して、早期の課題解決に向けた具体的な検討をするようお願いしたい。

## 19 離島における介護保険制度及び介護人材対策の充実・強化

離島地域においても、福祉・介護分野の人材確保が難しい状況にある。介護保険制度を今後も長期にわたり安定的に運営していくためには、福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保していく必要がある。

また、小規模離島においては、介護事業所が提供する介護サービスや介護予防サービス（地域支援事業を含む。）の利用者が少なく、介護事業所の安定的な運営が困難であることから、民間事業者の参入が進まず、被保険者に対し必要な介護サービス等を提供することが困難な状況となっている。

このような中、離島地域においては、医療・介護分野の人材不足により、人員基準等を満たせず休止する介護事業所もでてきており、介護サービスの提供に支障をきたしていることから、離島等相当サービス実施により、介護の質を維持しつつ人員基準、設備・運営基準の緩和等を図る必要がある。

については、離島等相当サービスの実施に向けて、県に相談窓口を設置し、他地域での実施事例の共有を含め、地域の実情に即した支援体制の構築の推進をお願いしたい。

また、次の事項について、国に対して強い要望をお願いしたい。

- (1) 離島における介護報酬の加算が被保険者及び県、市町村の負担増にならないような財政支援策を創設するとともに、利用者の負担軽減措置を拡充すること。
- (2) 小規模離島においては、介護事業所が提供する介護サービスや介護予防サービス（地域支援事業を含む。）の利用者が少なく、介護事業所の安定的な運営が困難であることから、民間事業者の参入が促進されるよう財政支援策を創設すること。
- (3) 介護人材の育成・確保・待遇に対し、財政的な支援を講じること。

## 20 離島における保育人材確保対策の充実・強化

現在、奄美市の保育現場では、特に配慮を要する児童の増加に伴い、保育の質の確保が求められる中、保育士をはじめとする保育者の負担が増大している状況である。さらに、保育士不足と高齢化の影響により、保育受入れ量の確保にも支障が生じている。

また、県内離島唯一の保育士養成校である奄美看護福祉専門学校「こども・かいご福祉学科」が令和8年度の入学生募集を停止するなど、将来的な保育士確保体制が懸念されている。

令和7年4月25日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」では、保育人材確保体制の強化や保育士・保育所支援センターの法定化等が盛り込まれた。これを踏まえ、奄美地区を含む離島地域の保育人材確保及び保育環境の改善に向け、県として実施可能な対応を速やかに講じるとともに、国に対して強い要望をお願いしたい。

### (1) 保育士・保育所支援センターの設置

法に定める機能を円滑に発揮するため、離島地域においても支援センターを設置すること。

### (2) 離島地域における保育士資格試験の実施

離島において保育士資格試験を実施し、離島在住者の資格取得機会を拡充すること。

### (3) 保育士不足の実態調査及び地域限定保育士制度の検討

配置基準上の保育士配置のみならず、保育士不足の実態を把握するための調査を実施し、その結果を踏まえ地域限定保育士制度の導入を検討すること。

### (4) 地域間格差の解消に向けた財政措置及び公定価格の見直し

都市部と離島、へき地、過疎地域等の地域による保育・幼児教育の格差を解消し、子ども一人ひとりを尊重した質の高い教育・保育を提供できるよう、地方の意見を踏まえつつ、施設・事業者の運営実態や地域の実情に応じた十分な財政措置および公定価格の見直しを行うこと。

## 21 離島教育の充実

離島の学校施設の整備については、補助（負担）単価の加算措置が講じられているものの、依然、実際の工事費単価と国の補助（負担）単価に乖離があり、地方負担が大きくなっている。

については、実態に合わせた補助（負担）単価に引き上げを図るよう、国に対して強い要望をお願いしたい。

あわせて、教職員住宅の整備についても必要な事業費を確保するとともに、老朽化した教職員住宅の解体工事についても補助対象とするよう、国に対して強い要望をお願いしたい。

また、本県の大きな特色でもある山村留学（離島留学）は、地域活性化や子どもの健全育成に大きく寄与しているため、財政面を含む更なる支援体制の推進をお願いしたい。

## 22 特別支援教育の充実

特別支援学校高等部のない離島においては、進学時に選択肢が限られており、また、本土に比較し、生徒や保護者に精神的及び経済的な負担が生じているケースも見受けられる。

これまで、奄美地域では、与論高校、徳之島高校及び沖永良部高校の校舎を活用した大島養護学校高等部の訪問教育が実施され、その後、名称を特別支援学校高等部支援教室と改めるとともに、平成30年度からは喜界島と熊毛地域の屋久島においても特別支援学校高等部支援教室が設置されたところである。

については、分校・分教室の設置についても、引き続き、検討を行うとともに、障害の状態や特性等に応じた特別支援教育の推進をお願いしたい。

## 23 海岸保全等における防災対策事業の推進

本県離島は台風常襲地帯に位置しており、その海岸線においては、台風接近時などに高潮や波浪等による被害が生じている。

特に、高潮は護岸を越波し、背後の道路や住居等への冠水被害や農作物被害などをもたらすものである。

については、これらの被害軽減のための高潮対策事業や海岸防災林造成事業など、各種海岸保全等のための防災対策の推進をお願いしたい。

## 24 奄美海上保安部へのヘリ搭載型巡視船の配備

現在、徳之島、沖永良部島、与論島における救急患者の搬送については、地元町長からの要請に基づき、自衛隊法の規定により知事が那覇の陸上自衛隊第15旅団に対し、ヘリコプターの出動を要請し行われているほか、沖縄県のドクターへリ、平成28年12月からは県立大島病院の「奄美ドクターへリ」等により実施されているところである。

平成22年10月の奄美豪雨災害においては、通信網の機能不全や道路等ライフラインの崩壊等により孤立した地域が存在し、これらの孤立地域の救助の在り方等様々な課題が浮き彫りにされたところである。

については、大規模な災害時や急患搬送、最近の緊迫する国際情勢等に迅速かつ的確に対応する体制を強化していただく必要があることから、ヘリ搭載型巡視船を奄美海上保安部に配置していただきよう、第十管区海上保安本部に対して強い要望をお願いしたい。

## 25 自衛隊による離島の急患搬送体制維持

離島からの救急患者について、夜間や悪天候により県のドクターへリや消防・防災ヘリの出動が困難な場合は、海上自衛隊第22航空隊鹿屋航空分遣隊又は陸上自衛隊第15旅団に対して災害派遣要請を行い搬送されていたが、鹿屋航空分遣隊については、令和5年1月末で廃止されたところである。

このことに対処するため、県においては、防衛省本省への要望や自衛隊の関係部隊等との協議を重ね、仮通報制度の導入による出動時間の短縮を図るとともに、十島村の一部について、本土への搬送より早い沖縄への搬送手段を新たに確保するなど、熊本、宮崎、沖縄、鹿児島の自衛隊等が連携して、従来の搬送体制と同等の実効性のある体制を構築したところである。

ひとたび離島で重症の患者が発生した際には、島内の医療資源には限界があることから、離島からの急患搬送体制が引き続き維持されるよう、防衛省に対して強い要望をお願いしたい。